

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年8月10日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
あづみ野豊科ショッピングセンター  
安曇野市豊科2637-4ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
生活協同組合コープながの  
長野市篠ノ井御幣川668  
株式会社とをしや薬局  
安曇野市穂高6061

**3 変更した事項**

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マックハウス	坂下 和志	東京都杉並区梅里1-7-7

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マックハウス	舟橋 浩司	東京都杉並区梅里1-7-7

- 変更した年月日  
令和5年4月1日
- 届出年月日  
令和5年6月7日
- 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課
- 縦覧の期間  
令和5年8月10日から令和5年12月11日まで
- 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年8月10日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤみかげショッピングパーク

小諸市大字御影新田2590番地1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町二丁目1番20号

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
ウエルシア関東株式会社	水野 秀晴	埼玉県さいたま市見沼区東大宮4-47-7
有限会社フラワーショップ花季	前所 幸明	北佐久郡立科町大字芦田1824番地
有限会社和泉屋菓子店	阿部 真一	佐久市岩村田749番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
ウエルシア薬局株式会社	田中 純一	東京都千代田区外神田二丁目2番15号
有限会社和泉屋菓子店	阿部 真一	佐久市岩村田749番地

## 4 変更した年月日

平成26年9月1日ほか

## 5 届出年月日

令和5年6月19日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和5年8月10日から令和5年12月11日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年8月10日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤ軽井沢店

北佐久郡軽井沢町大字長倉字青柳2707ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町二丁目1番20号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	西野 利昭	岡谷市赤羽一丁目4番18号
株式会社松屋	佐藤 拓	北佐久郡軽井沢町大字長倉3058番地
有限会社御菓子処花岡	花岡 かつ子	東御市田中557番地
株式会社ブラザクリエイトストアーズ	大島 康広	東京都中央区晴海一丁目8番10号
有限会社フラワーショップ花季	前所 幸明	北佐久郡立科町大字芦田1824番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393番地3
有限会社フラワーショップ花季	前所 幸明	北佐久郡立科町大字芦田1824番地

4 変更した年月日

平成29年4月1日ほか

5 届出年月日

令和5年6月19日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年8月10日から令和5年12月11日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年8月10日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

臼田ショッピングセンター

佐久市大字臼田字伊勢宮2254番地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町二丁目1番20号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
株式会社しまむら	野中 正人	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号
有限会社いで生花	井出 正利	佐久市大字臼田611番地2

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
株式会社セリア	河合 弘光	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地
有限会社いで生花	井出 正利	佐久市大字臼田611番地2

4 変更した年月日

平成27年2月6日

5 届出年月日

令和5年6月19日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年8月10日から令和5年12月11日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年8月10日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

立科ショッピングセンター

北佐久郡立科町大字芦田1125番地1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町二丁目1番20号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
有限会社ヒロ・コーポレーション	長岡 弘子	上田市上田原849番地33
有限会社フラワーショップ花季	前所 幸明	北佐久郡立科町大字芦田1824番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
株式会社くすりのくら	倉本 泰志	小諸市大字森山223-28
有限会社フラワーショップ花季	前所 幸明	北佐久郡立科町大字芦田1824番地

4 変更した年月日

令和2年4月1日

5 届出年月日

令和5年6月19日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年8月10日から令和5年12月11日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年8月10日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤかのうショッピングパーク  
東御市大字和3179番地2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ  
小諸市御幸町二丁目1番20号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
有限会社フラワーショップ花季	前所 幸明	北佐久郡立科町大字芦田1824番地
有限会社クリーニングいけだ	池田 正義	北佐久郡御代田町馬瀬口1597番地5

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
有限会社クリーニングいけだ	池田 正義	北佐久郡御代田町馬瀬口1597番地5
ウエルシア薬局株式会社	田中 純一	東京都千代田区外神田二丁目2番15号

4 変更した年月日

平成26年9月1日ほか

- 5 届出年月日  
令和5年6月19日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上田地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
令和5年8月10日から令和5年12月11日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上田地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

採石業務管理者試験を次のとおり行います。

令和5年8月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 試験日時  
令和5年10月13日(金) 午前10時から正午まで
- 2 試験場所  
長野県安曇野庁舎 講堂(安曇野市豊科4960-1)
- 3 試験科目  
筆記により、次の科目について行います。  
(1) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全等関係法令事項を含む。)  
(2) 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項)
- 4 出題形式  
選択式筆記試験とします。なお、出題数は、法令問題10問(全問必須問題)及び技術問題15問(5問の必須問題と、10問から5問を選択して解答する選択問題)とします。
- 5 受験手続  
(1) 提出書類  
ア 受験願書  
イ 写真(縦6cm×横4cmとし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの)  
(2) 受験手数料  
受験手数料(8,100円)は、長野県収入証紙により(受験願書に貼って、消印はしないでください。)納付してください。  
(3) 受付期間  
令和5年9月1日(金)から9月15日(金)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで(郵送による場合は、令和5年9月15日までの消印のあるものに限り受け付けます。)  
(4) 受付場所  
長野県建設部河川課(県庁専用郵便番号 380-8570)
- 6 合格発表  
令和5年11月2日(木)以降に長野県庁の掲示板に掲示するとともに、長野県ホームページに掲載します。
- 7 合格基準  
合格基準については、試験終了後に公表します。
- 8 その他  
(1) 受験願書用紙及び受験案内は、長野県建設部河川課及び県内各建設事務所維持管理課管理係のほか、一般社団法人長野県砂利砕石業協会、長野県砕石工業組合及び長野県鉄平石協同組合において配布します。  
(2) この試験についての問い合わせは、長野県建設部河川課(電話026-235-7308)までお願いします。  
(3) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験に必要な範囲でのみ利用します。

河川課

## 公告

長野県白馬村土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

令和5年8月10日

長野県北アルプス地域振興局長 早川 恵利

## 理事

## 新任

氏名 住所

松本 始 北安曇郡白馬村大字神城24801番地1

農地整備課

## 公告

小布施土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

令和5年8月10日

長野県長野地域振興局長 尾島 信久

## 監事

## 就任

氏名 住所

中村 雅代 上高井郡小布施町大字小布施1083番地

農地整備課

## 公告

長野県川中島平土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和5年8月10日

長野県長野地域振興局長 尾島 信久

## 理事

## 新任

氏名 住所

清水 郁夫 長野市稲里町中氷鉦903番地

中澤 賢一 長野市青木島町青木島乙429番地

立林 博 長野市青木島町大塚656番地

小林 康彦 長野市小島田町2184番地

小林 均 長野市真島町真島1003番地

小林 周司 長野市真島町真島2005番地

小林 和平 長野市真島町真島1730番地

## 重任

氏名 住所

宮澤 雄彦 長野市真島町真島789番地

松尾 貞夫 長野市小島田町841番地1

堤 甲 長野市稲里町下氷鉦390番地

## 退任

氏名 住所

野池 靖雄 長野市三本柳東3丁目67番地

倉田 正男 長野市青木島町綱島662番地

宮島 榮二 長野市青木島町大塚1341番地

佐藤 勝司 長野市小島田町1029番地

西澤 修 長野市真島町真島885番地

中澤 健一 長野市真島町真島640番地

北村 利章 長野市真島町真島1938番地1

## 監事

## 新任

氏名	住所
塩野入 一 男	長野市稲里町下水鉋36番地 1
佐藤 勝 司	長野市小島田町1029番地
高橋 孝 一	長野市真島町真島1330番地 3

## 退任

氏名	住所
水野 幹 夫	長野市川中島町上氷鉋892番地
町田 悦 尾	長野市青木島町大塚460番地
岡村 重 徳	長野市真島町川合197番地 1

農地整備課

## 公告

長野県上水内郡鳥居川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和5年8月10日

長野県長野地域振興局長 尾島 信久

## 理事

## 新任

氏名	住所
仲俣 正 登	上水内郡飯綱町大字牟礼2632番地

## 退任

氏名	住所
伊藤 勉	上水内郡飯綱町大字牟礼2384番地

農地整備課

## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和5年8月10日

長野県警察本部長 小山 巖

- 落札に係る調達物品等及び数量  
ヘリコプターテレビシステム機上設備 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
(1) 名称 長野県警察本部警務部会計課  
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地 2
- 落札者を決定した日  
令和5年7月11日
- 落札者の名称及び所在地  
(1) 名称 株式会社東通インターナショナル  
(2) 所在地 東京都千代田区九段北二丁目3番6号
- 落札金額  
420,200,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 入札公告を行った日  
令和5年5月29日

会計課



## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和5年8月10日

長野県警察本部長 小山 巖

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
警察用航空機300時間及び2年点検等整備
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
  - 名称 長野県警察本部警務部会計課
  - 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 落札者を決定した日  
令和5年7月11日
- 落札者の名称及び所在地
  - 名称 中日本航空株式会社
  - 所在地 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地
- 落札金額  
34,650,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 入札公告を行った日  
令和5年5月29日

会計課